
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 215 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（資料第 45 項(1)のアプローチに関する意見）

当該アプローチを支持する意見

2. 資料第 45 項(1)のアプローチを基礎としつつ、債務者区分ごとの貸倒実績率など現行実務で有しているデータで代替する等の負担緩和手法を検討することがよいと考える。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

3. 本プロジェクトの検討当初において、ステップ 4 は「信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発」を目的としていたことを踏まえると、PD をベースとしたアプローチは実務上困難であると考ええる。
4. 負担緩和手法を提示することは有用と考えるものの、内部信用格付区分ごとの PD を新たに計測することが必要であることに関して、相応の実務負担が生じることが懸念される。

（資料第 45 項(2)のアプローチに関する意見）

当該アプローチを支持する意見

5. 債務者区分が適切に付与されていることが担保されており、また債務者区分をベースに SICR のみなし規定を設けることによってステージ区分しているのであれば、国際的な比較可能性に懸念が生じるとまでは言えないと考える。また、資料第 45 項(2)のアプローチを採用する場合には、定性的な注記などの開示情報で補足する方法が考えられる。

6. 小規模の金融機関では、正常先に複数の内部信用格付区分を設けていない場合があることから、資料第 45 項(2)のアプローチを全面的に否定すべきではないと考える。
7. ステップ 4 を採用する金融機関では SICR が生じていないことの反証が実務上負担であると考えられるため、信用リスクが増大した場合には要注意先に区分する枠組みが構築されている場合には SICR が生じていないと反証可能であると会計基準において定めることで、「正常先のうち低い内部信用格付区分」を含む正常先に区分される債務者に対する債権等について SICR が生じていないと整理することが考えられる。また、この方法であれば、国際的にも説明可能であると考ええる。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

8. 財務諸表利用者の観点から、資料第 45 項(1)のアプローチを採用することが実務上可能な金融機関であっても、一律に資料第 45 項(2)のアプローチを採用することに懸念がある。
9. 国際的な比較可能性の向上という観点及び引当水準が過小となる可能性があることから、資料第 45 項(2)のアプローチを採用することに懸念がある。
10. 会計基準において SICR が生じていないという判断を引き受けることは、国際的な整合性の観点で懸念があると考ええる。
11. 本プロジェクトが国際的な比較可能性の向上を目指すという趣旨であることを前提として、これまで議論を行ってきたことを踏まえると、資料第 45 項(2)のアプローチを採用することがよいとは言えないと考える。

(資料第 45 項(3)のアプローチに関する意見)

当該アプローチを支持する意見

12. 現行実務において、平均残存期間で貸倒引当金を計上している銀行等金融機関もあると考えられるため、必ずしも引当水準が過大とはならないと考える。
13. 引当水準が過大となるという懸念事項に関して、保守的な観点からは財務諸表利用者にとって有用であると考ええる。
14. 財務諸表利用者の観点からは、現時点において米国会計基準 (CECL) と IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の異なる予想信用損失モデルが存在しているなかで投資判断を行っていることから、ステップ 2 とステップ 4 で異なるアプローチを採用したとしても、財務諸表利用者の負担は必ずしも増えることにはならないと考える。

当該アプローチを採用することを懸念する意見

15. 決算日時点における引当額の十分性を重視する米国会計基準と利息収益と信用損失の期間対応を重視する IFRS 会計基準は基本的な考え方が異なるため、ステップ 4 に資料第 45 項(3)のアプローチを採用した場合、日本基準としての合理的な説明可能性の観点から強い懸念を有していることから慎重な検討が必要であると考ええる。
16. 資料第 45 項(3)のアプローチを採用することは、ステップ 2 とステップ 4 で異なる会計基準を採用することと同義であると考えられるため、ステップ 2 とステップ 4 の比較可能性の観点から懸念がある。

(その他)

17. 正常先であっても無担保での新規貸付を通常行わない内部信用格付区分を「正常先のうち低い内部信用格付区分」と位置づけ、当該区分に含まれる債権等について SICR が生じているとみなすアプローチも考えられる。
18. 「正常先のうち低い内部信用格付区分」を定義することは実務上困難と考えられるため、IFRS 第 9 号における報告日現在で信用リスクが低い金融商品に関する定めを参考に「優良格付」を定義（例えば、投資適格以上であれば「優良格付」とする）したうえで、「優良格付」以外に区分される債務者に対する債権等について SICR が生じているとみなすアプローチが考えられる。
19. 銀行等金融機関では、現行基準において将来予測を引当金に反映できる形となっているため、現時点での引当水準は十分であることを踏まえて議論することがよいと考える。

以上